

母子福祉資金・父子福祉資金・寡婦福祉資金の内容

(令和2年4月1日から適用)

貸付の種類	貸付対象	貸付金額の限度		据置期間	償還期間	利率	償還方法	
事業開始資金	母・父	(個人)	2,930,000円	1年	7年以内	年1.0%又は無利子	元利均等払い (年賦払い・半年賦払い・月賦払いのいずれか)	
		(団体) ※法第14条に規定する母子・父子福祉団体	4,410,000円					
事業継続資金	母・父	(個人)	1,470,000円	6か月	7年以内	年1.0%又は無利子		
		(団体) ※法第14条に規定する母子・父子福祉団体	1,470,000円					
修学資金	児童	別表のとおり		卒業後6か月	別表のとおり	無利子		
技能習得資金	母・父	(5年間限度)	月額 68,000円	卒業後1年	20年以内	年1.0%又は無利子		
			特別12月相当額 816,000円					
			自動車免許 460,000円					
修業資金	児童	(5年間限度)	月額 68,000円	卒業後1年	20年以内	無利子		
			自動車免許 460,000円					
就職支度資金	母・父・児童		100,000円	1年	6年以内	(母・父)1.0%又は無利子 (子)無利子		
		(通勤用自動車購入費用を含む場合)	(330,000円)					
医療介護資金	医療	母・父・児童	340,000円	治療・介護後6か月	5年以内	年1.0%又は無利子		
	介護		(所得税非課税家庭等)				(480,000円)	
生活資金	母・父	技能習得中の母・父	月額 141,000円	卒業後6か月	20年以内	年1.0%又は無利子		
		医療又は介護を受けている母・父	月額 105,000円 (生活中心者でない場合等) (月額 70,000円)	治療・介護後6か月	5年以内			
		母子家庭の母又は父子家庭の父となって7年未満のもの*3	※なお、母子家庭の母又は父子家庭の父となって7年未満のものへの貸付期間は6か月(3か月更新で2年まで)とし、貸付金額は2,520,000円を限度とする。 また、生活安定期間中の養育費取得に係る裁判に要する費用については、12月相当1,260,000円を限度とする一括貸付可。	6か月*1	8年以内			
		失業している母・父	※なお、失業中の母又は父への貸付期間は1か月(1か月更新で離職した日の翌日から1年まで)	6か月*2	5年以内			
住宅資金	母・父	補修、保全等、通常の場合	1,500,000円	6か月	6年以内	年1.0%又は無利子		
		新規取得・災害特別等	2,000,000円		7年以内			
転宅資金	母・父		260,000円	6か月	3年以内	年1.0%又は無利子		
就学支度資金	児童	小学校	} 所得税非課税世帯のみ対象	64,300円	入学後6か月	1年以内		
		中学校 中等教育学校(前期課程)					81,000円	
		高等学校 高等専門学校	国公立	自宅 自宅外	150,000円 160,000円	卒業後6か月	同時貸付の修学・修業資金と同じ期間	無利子
		専修学校(高等課程) 専修学校(一般課程)	私立	自宅 自宅外	410,000円 420,000円			
		中等教育学校(後期課程)			420,000円			
		大学 短期大学 専修学校(専門課程)	国公立	自宅 自宅外	410,000円 420,000円			
			私立	自宅 自宅外	580,000円 590,000円			
		大学院	国公立		380,000円			
			私立		590,000円			
		修業施設		中学校卒業後入学する場合	自宅 自宅外			
高等学校卒業後入学する場合	自宅 自宅外			272,000円 282,000円				
結婚資金	児童		300,000円	6か月	5年以内			

*1 生活安定貸付期間が満了してから6か月を経過するまで

*2 失業貸付期間が満了して6か月を経過するまで(ただし、失業貸付期間内に当該配偶者のない女子又は男子が失業者ではなくなったときは、その翌日から6か月を経過するまで)

*3 月額4万円、合計96万円を超えない範囲を無利子とする。ただし、養育費の取得に係る裁判等に要する費用の貸付けにおいては、48万円を限度として無利子とする。